

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとし、

宿泊契約の申し込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。
- (1) 宿泊者名及び宿泊人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) a. 申込者名及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払者名及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申し込み金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。
- 3 お預り金や申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金やホテル利用料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項のお預り金や申し込み金を同項の規定により当ホテルが指定した日時までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただしお預り金や申し込み金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

お預り金・申し込み金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項のお預り金や申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項のお預り金や申し込み金の支払いを求めなかった場合、及び当該申し込み金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、伝染病であると明らかに認められるとき。もしくはその他感染により罹患するおそれのある疾病にかかっているとき。
- (5) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体の関係者などの他反社会的勢力であるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が暴力団、又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が法人で、その役員に暴力団員に該当する者がいるとき。
- (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設、若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、若しくは他ホテルで行ったと認められるとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊規約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申し込み金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。若しくはその他、感染により罹患する恐れのある疾病にかかっているとき。
 - (3) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が泥酔などにより、他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (7) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体の関係者などの他反社会的勢力と判明したとき。
 - (8) 宿泊客が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体と判明したとき。
 - (9) 宿泊客が法人でその役員に暴力団員に該当する者がいると判明したとき。
 - (10) 宿泊客が宿泊施設、若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、若しくは他のホテルで行ったことが判明したとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 日本国内に住所持たない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（パスポートのコピー）
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカードなど通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、原則として午後2時から翌日の正午までとします。(チェックイン・チェックアウト時間を限定した宿泊プランを除く)ただし、連続して宿泊する場合において、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

利用規則の遵守

- 第10条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示したセルリアンタワー東急ホテル利用規則に従っていただきます。

営業

- 第11条 当ホテルの主な施設等はレストラン利用規約にあります。施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の表示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- 2 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせいたします。

料金の支払い

- 第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントまたはエグゼクティブサロンにおいて行っていただきます。
 - 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

- 第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

- 第14条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

寄託物の取扱い

- 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の通告を求めた場合で、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損などの損害が生じた場合以外は、当ホテルは賠償いたしかねます。ただし、宿泊客から、あらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管します。手荷物は、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、本条第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、本条第2項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。
- 4 拾得物は一定期間保管をし、その後は拾得物法に基づいて取り扱いをさせていただきます。

駐車場の責任

- 第17条 ホテル利用客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊客の責任

- 第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

個人情報の取扱い

- 第19条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①室料 + サービス料
	追加料金	②飲食料及びその他の利用料金 (サービス料含む)
	税金	諸税

* 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申し込み人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前
		一般	9名まで	100%	80%	20%
団体	10～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

* %は、基本宿泊料に対する違約金の比率を示します。

* 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

* 団体客(10名様以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。